

ウソの説明、おとり広告、誇大広告…

広告の情報はよく確かめて！

広告は誌面・テレビ・インターネット等さまざまな媒体を通じ、私たちの目に飛び込んできます。中には「誇大広告」や「虚偽の説明」で消費者に誤解を与える表現であるものもあります。消費者トラブルや詐欺に遭う場合もありますので、信用できる情報かどうかしっかり確認しましょう。

相談事例

「困った！」ときこそ冷静に
認知症気味の父親が水道の水漏れ修理をしてもらおうと、雑誌に載っていた業者に電話をして頼んだら、蛇口の取替えをされ、高額な請求を受けた。

詳細が記されていない求人広告
フリーペーパーの求人情報に載っていた在宅ワーカー募集の広告を見て、募集先に問い合わせると、仕事の紹介を受ける前に練習期間があり、研修費や材料費に25万円必要だった。



トラブルにあわないために…

契約する前や申し込む前に注意書きをよく読みましょう。また、あらかじめ必要な料金などを確認しておきましょう。

広告に記してある内容や説明と実際が違う場合は、契約を取り消すことができる可能性があります。あきらめずに相談してください。

困った時はすぐ相談！

佐賀県消費生活センター ☎ : 0952 - 24 - 0999

相談時間: 午前9時～午後5時 (土・日・祝日も受け付けています)

佐賀市天神三丁目2-11 (アバンセ 3階 ぐらしの安全安心課内)

来所による相談は予約制です。アバンセ休館日は電話相談のみ受け付けます。

